

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、売上高等減少の影響を受けている県内中小企業者の設備投資を支援します！

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね
公益財団法人 しまね産業振興財団
経営支援課 担当：野津
連絡先：0852-60-5113
e-mail：ty@joho-shimane.or.jp

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上高等減少の影響を受けている県内中小企業者が設備導入により経営基盤を回復することを促すため、当財団の設備貸与制度に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を新たに設け、設備投資の支援を行います。

■設備貸与制度とは

県内中小企業者の経営基盤強化・経営革新及び公害防止に必要な機械・設備を財団が代わって販売業者から直接購入し、長期かつ低利で割賦販売する制度です。

■対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の発生により以下の影響を受けている方

最近3か月間の売上高等が、前年同期と比して15%以上減少していること

■対象業種

概ね全業種

■対象設備

県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備

■貸与限度額

100万円 ～ 3,000万円 (税込設備価格)

■割賦損料(金利)

当初3年間 無利子 4年目以降 年1.60%(固定)

■返済期間

原則10年以内(内、元金据置3年以内) ※公害防止設備は最長15年以内

■保証金

なし

■連帯保証人

法人にあっては原則代表者のみ、個人にあっては原則不要

【問い合わせ先】

公益財団法人 しまね産業振興財団

[県東部の方] 経営支援課 総合相談グループ

TEL:0852-60-5113 / FAX:0852-60-5105

[県西部の方] 石見事務所

TEL:0855-24-9301 / FAX:0855-22-0577